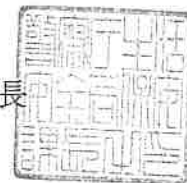




警察庁丁保発第85号  
令和元年7月30日

(公社) 全国火薬類保安協会 会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



火薬類の適正な管理について (依頼)

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、本年10月22日(火)に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀(第1日)が、10月23日(水)に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日(木)から15日(金)に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定であり、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を推進しているところであります。しかし、火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理並びに携帯運搬の自粛などについて更なる御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ること。
- 2 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
- 3 火薬類を譲渡する場合の手続を遵守すること。
- 4 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の的確な記載を徹底し、盗難・不正流出の防止に努めること。
- 5 天皇陛下の御即位に伴う儀式等の開催期間及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること(具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること)。

なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡を取り、輸送ルート、時間の調整等の措置を採ること。

- 6 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。